平成２４年（フ）第１７６７号
名古屋市千種区清明山１丁目６番35号　県営清明山住宅３棟303号
債務者　深谷やよい
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字常盤33番地21　コーポゆう22号室
債務者　三上友美子
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１６０５号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘24棟612号
債務者　川崎　光治
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０６号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘24棟612号
債務者　川崎　愛世
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５７号
愛知県知多市長浦１丁目27番地　栄和建設内
債務者　古河　敏雄
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５号
栃木県下都賀郡野木町大字野木3758番地
債務者　田村　賢司
１　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３３号
栃木県栃木市平柳町２丁目４－７　ニュー栃木ハイツ５号201、住民票上の住所栃木県宇都宮市東浦町14番10号　サンパレス東浦202
債務者　藤森　篤史
１　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１１４３７号
東京都葛飾区細田４丁目24－９－102
債務者　廣瀬　幸一
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５６３号
東京都新宿区四谷４丁目33－501、住民票上の住所東京都港区赤坂７丁目５－46－403
債務者　佐藤　洋一
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７３９号
東京都板橋区徳丸７丁目24－11－302
債務者　山田真理子（旧姓黒田）
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７４０号
東京都板橋区成増１丁目35－３－302
債務者　坂寄　喜淳
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７９１号
東京都江戸川区船堀１丁目１－２－318
債務者　斎藤　厚子
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８７６号
東京都葛飾区青戸８丁目３－８－205
債務者　宇田　憲明
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０４３号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目35－25－607
債務者　里山　南人
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１０６号
東京都板橋区富士見町16－８－101
債務者　森戸　隆志
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９９６号
神奈川県大和市中央林間１丁目14番15号
債務者　及川　厚志
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部